

第1回 NPO 法人への寄附促進等の 仕組みづくりに関する検討委員会要旨

日時:平成 24 年 7 月 5 日(木)19 時 30 分開会

場所:札幌エルプラザ公共 4 施設 市民活動サポートセンター1.2 会議室

出席者(敬称略)

・委員

水野克也(税理士法人札幌中央会計代表社員 公認会計士・税理士)

◎河野和枝(北星学園大学社会福祉学部福祉計画学科准教授)

高田敏春(札幌商工会議所 常務理事・事務局長)

北村美恵子(NPO 法人北海道 NPO サポートセンター理事)

佐々木香澄(認定 NPO 法人「飛んでけ！車いす」の会理事・事務局長)

・オブザーバー

福田規雄(北海道環境生活部くらし安全局道民生活課協働推進G主幹)

市村義範(札幌市財政局税政部市民税課長)

・事務局

高野馨(札幌市市民まちづくり局市民自治推進室長)

成澤元宏(札幌市市民まちづくり局市民自治推進室市民活動促進担当課長)

柴田耕司(同 係長)

廣瀬晋三(同 担当)

高橋功(株式会社北海道二十一世総合研究所取締役調査研究部部長)

河原岳郎(株式会社北海道二十一世総合研究所調査研究部主任研究員)

岩谷祐子(株式会社北海道二十一世総合研究所調査研究部研究員)

※◎が委員長

○議事

(1) NPO 法人に係る制度改正の概要について(報告)

(2) 条例指定制度の在り方について

< 主な意見・質問 >

- ・ (佐々木委員)
既存の NPO 法人で認定要件を満たしていれば認定 NPO 法人を取得すべきであり、PST 要件のみを満たさない団体は、仮認定を取り、認定 NPO 法人格化に向けて活動していくべき。このような中で、認定 NPO 法人格や仮認定格と、条例個別指定のすみ分けをどのようにするかが重要。また NPO 法人が多くある札幌市において条例個別指定を考える際には、市民の支持や公益性を判断する基準を細かく設定する必要がある。
- ・ (北村委員)
NPO 法人本来の地域課題の解決に向けた活動に対して、市民が賛同し寄附してくれるかどうかは重要であり、3,000 円×100 人という PST 要件をクリアするために寄附を集めるということ以前に、地域の課題を市民に知ってもらうということを大切にしていけるべき。
- ・ (水野委員)
条例個別指定制度の内容としては、PST 要件をかなり下げて、それを担保するものとして公益要件をきちんと満たす必要はあると思う。そのときの公益要件は、不特定多数の利益に供することと、受益の機会が一般に開かれているという、現在の公益法人の公益認定の基準にある程度準拠した形のものが良い。
- ・ (高田委員)
公益性の概念を捉える際に、寄附金控除ということで税金と関係する議論が出てくる。その際に地域貢献や地域との連携、地域との関係の在り方をどう捉えるかが重要となる。
- ・ (河野委員長)
公益要件が重要となり、特に寄附金を集めるということだけではなく、NPO の地域・社会的貢献も把握し、活動目的と活動内容も考慮していくことが重要。

(3) 指定基準の基本的な考え方について

< 主な意見・質問 >

- ・ (高田委員)
3000 円×100 人が札幌の今の経済や活動実態から高いハードルなのか、ある程度可能なのか伺いたい。
- ・ (北村委員)
現時点で 3000 円×100 人を集められるかどうかは NPO 法人の活動内容による。3000 円×100 人という条件が最初に出たときに地方都市では無理というのは聞いたことがあるが、札幌であれば可能性はあると思う。3000 円×100 人が現時点で集まっている法人は、今後、会費を賛助会費にするという話を聞いている。
- ・ (河野委員長)
任意団体でも年間会費が 5000 円というところもあり、クリアできる領域は広がっていくと思う。市民が NPO 法人を応援するという視点に立った場合、NPO 法人の活動の中身が重要だと思うが、様々な領域で活動している NPO 法人が存在する札幌市の場合、どのような領域の活動が必要とされているのかを明らかにすることが重要だと思う。

- ・ (北村委員)
 多くの人の賛同が得られることが良いのか疑問に思う。NPO 法人本来の姿は、地域の課題を見つけて、解決するために活動することだが、誰にも知られていない地域課題を見つけて、解決に向けて活動している NPO 法人は、賛同は得られない。また、メディアで取り上げられても、うまくいっていない団体も多くあるため、メディアに取り上げられた実績などが基準のひとつになるということに疑問を感じる。多くの人が支持する活動がある一方で、多くの人が支持しなくても必要とされる活動もある。
- ・ (水野委員)
 あえて条例個別指定するのであれば、PST 要件は低くしていいと思う。活動内容に公益性があり、立派であれば、寄付する人が 3000 円×5 人しかいなくても認めてしかるべき。また、マスメディアに取り上げられるというのは、公益性とはまったく関係ないと思う。良いことをして公表したい人がいる一方で、それを良いとしない人もいるため、公益性要件とは一切関係ない。不特定多数の利益に供しているということと、事業内容が重要である。また、特定非営利活動という事業の定義として札幌市の独自の事業も特定非営利活動と認めるということがあっても良いと思う。また、公益性については、公益法人の基準が参考になると思う。
- ・ (佐々木委員)
 本当に問題である課題に取り組んでいるが、知られていないが故に支持が集まらないという活動を拾い上げるという意味で、条例個別指定がうまく働くと思う。活動の分かりやすさに支持が集まる場合もあるが、今その社会が抱える問題は、分かりやすい課題や関わりやすい課題ばかりではない。小さいけれども一生懸命やっている NPO 法人に、もう少しスポットが当たるといいと思う。また、札幌市の NPO 法人は関東に比べ、事業規模が非常に小さいが、このような札幌市の地域特性を考えて、条例個別指定を活かしていく必要がある。
- ・ (河野委員長)
 公益性については、公益法人の基準を参考にしながら、NPO 法人の事業規模の大きさだけに限らず、活動目的や活動内容を重視し、一定程度認められるような条例個別指定の在り方の検討が必要。

(4) 条例指定制度以外の札幌市独自の取組について

< 主な意見・質問 >

- ・ (水野委員)
 雪などに関しては特別指定しなくてもいいと思う。その他広い意味で、よりよい社会に貢献できるような事業であれば良いと思う。
- ・ (北村委員)
 NPO 法人として活動してもらいたいと思う団体が、早く法人格を取らないといけない事情がある場合、認証審査期間の短い一般社団になってしまうことがあり、非常にもったいないと思う。